

入院のご案内

〔目次〕

入院のしおりP 1 ~ 3
医療費の自己負担限度額の手続きについてP 4
個人情報の取り扱いについてP 5
保険外併用療養費についてP 6 ~ 7
保険外料金表P 8 ~ 10
個人用冷蔵庫貸出しについてP 11

その他、ご記入頂く書類が添付してあります。

- 【 紙おむつ代に関する同意書 】
- 【 委託サービスに関する同意書 】
- 【 入院申込書（兼誓約書） 】
- 【 看護予診表 】
- 【 個人用冷蔵庫貸し出し用紙 】

一般財団法人榛名荘 榛名荘病院

〒370 - 3347 群馬県高崎市中室田町 5989
Tel 027 - 374 - 1135 Fax 027 - 374 - 1139

一般財団法人榛名荘 経営方針

- 1 生命を尊重し、安全で良質な医療・介護・福祉を提供します。
- 2 患者・利用者様の意志と権利を尊重します。
- 3 医療・介護・福祉の技術向上の為、研鑽に努めます。
- 4 地域医療・介護・福祉のために寄与します。

患者様の権利

- 1 患者様は、納得のいくまで病状の説明を受ける権利があり、その上で「治療方法の選択」をする権利があります。また「医療内容」、「医療費の明細」を知る権利、「公的援助」、「地域サービス」の情報を知る権利があります。
- 2 患者様は、個人的、医療上の秘密が守られ、希望に応じた治療を受ける権利があります。

患者様の義務

- 1 患者様は、病院での治療が円滑、有効に行なわれるように、以前にかかった病気の事、服用中の薬の事などを知らせる義務があります。
- 2 患者様は、「保険に関する情報」を提供し、医療費を速やかに支払う義務があります。
- 3 患者様は、病院内において「病院が定めた規則、ルール」を守る義務があります。

■ 入院のしおり ■

① 入院手続

●入院時に以下のものを受付窓口に提出して下さい。

- ① 入院申込書(兼誓約書)、看護予診表、同意書、その他必要に応じた書類
- ② 健康保険証
- ③ 各種受給者証、医療券、限度額適用認定証など(お持ちの方は提出して下さい)

*保険証は提出期間が遅れますと、その間は自費(全額自己負担)扱いになりますので、必ず提出して下さい。

*保険証は入院中に変更が生じた場合や、住所変更などがある場合は病棟クランクまたは病棟看護師長まで必ずご連絡下さい。

*個室料は、病室によって異なりますので、あらかじめ外来正面玄関の受付または病棟看護師にご相談下さい。

*長期での入院・手術を行う為など、入院費が高額になる場合の入院の際には、事前に「限度額適用認定証」の手続きをして下さい。詳しくはP5をご覧ください。

② 入院保証金について

●諸事情により入院申込書の連帯保証人記載欄に記入ができない場合は、**入院保証金(10万円)**をお預かりいたします。入院予定の患者様、ご家族様におかれましてはご理解、ご了承をお願い申し上げます。尚、「入院申込書」提出の際は、できうる限り連帯保証人の記載をお願いいたします。尚、生活保護の方からは、入院保証金をお預かりいたしません。

●「入院保証金」は入院時に預り証を発行の上お預かりし、退院時に精算いたします。預り証は大切に保管してください。

③ 入院費のお支払について

●定期の入院費は、毎月10日頃に『診療費のお知らせ』をご自宅へ郵送致します。受付窓口にて、10日以内にお支払下さい。

●領収証は、所得税の医療費控除申請等に必要ですので、大切に保管して下さい。尚、領収証の再発行は出来ませんので大切に保管してください。

●保険証を毎月1度確認させて頂きますので、入院費の支払の際に受付窓口には必ず提出して下さい。

④ 個人情報の取扱いについて

●別紙 P6「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。不明な点や異議がある場合は、遠慮なく対応窓口(総務部)へお申し付け下さい。

尚、お申し出のない場合は同意されたものとみなします。

⑤ 食事

●入院中は医師の処方により管理栄養士が患者様の病状、状態に合わせた食事を当院で用意します。病院の食事以外の食事および間食は、治療との関係がありますのでご遠慮ください。

⑥ 患者様相談窓口

●入院・通院されている方々が安心して当院をご利用していただけるよう、患者様相談窓口でソーシャルワーカーが患者様やご家族のご相談をお伺いしております。様々な不安や心配事などが生じた時は、どうぞお気軽に患者様相談窓口をご利用ください。

●相談時間

月曜日～金曜日（8時30分～17時30分）※祝日・年末年始は除く

●連絡先 地域連携室 027-374-2895（直通）

⑦ 入院生活に必要なもの

●携帯品は、次のような必要最低限のものにして下さい。

（洗面用具、パジャマ、肌着、履物（靴）、タオル、バスタオル、ティッシュ、湯呑み等）

⑧ 貴重品管理について

●当院では、貴重品等（現金）のお預かりはしておりません。患者様ご自身で所定の鍵付き引き出しで管理をお願いしています。紛失・盗難防止のため、ご家族に貴重品（現金）の持ち帰りをお願いしています。

尚、自己管理中の紛失等に関しては、病院は責任を負わないものとしますので、ご協力をお願い致します。

⑨ 入院患者様の他医療機関受診

●入院中に他の医療機関を受診する場合は、保険診療上さまざまな制限があります。

その際は必ず病棟師長にお申し出下さい。（ご家族が代行して他の医療機関でお薬を処方してもらう場合も同様です。）

⑩ 退院

●退院は、主治医の許可が必要です。

●退院許可がでましたら、入院費を受付窓口でお支払下さい。お支払が済みましたら、退院できます。（詳しくは各病棟クラークにお尋ね下さい。）

●退院時に必要なお薬や退院時の指導、次回の外来通院日等の伝達事項がありますので、病棟でお聞きのうえ退院なさって下さい。

●原則として日曜、祭日の退院はできません。

⑪ 遵守事項

●敷地内は禁煙となっております。

●入院中は、医師および看護師等の指示に従って下さい。

●外出および外泊は、主治医の許可を受けて下さい。

●病棟への電気器具（テレビ、ラジオ、冷蔵庫、ストーブ）の持ち込みは禁止しております。

●消灯時間は、午後9時となっております。尚、その時間より電話の取次ぎは致しません。

●次の場合は退院していただくことがありますので、ご注意下さい。

*医師や看護師の指示に従わない場合。

*室内の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけた場合。

⑫ 面会 【新型コロナウイルス感染拡大防止のため面会謝絶となります】

- 当院では、現在洗濯物等荷物の受け渡し（1名）のみ対応可能となっております。
対応時間は下記の時間を設けております。

受渡時間

月曜～金曜日 ⇒ 午後 2時 ～ 午後 7時
土曜、日曜、祝祭日 ⇒ 午前 11時 ～ 午後 7時

- *当院へ入館する方には、入口にて検温を行っていただきます。検温を行いますとシールが発行されます。その後「入館許可申請書」を記入して頂きます。「検温済」（シール）のない方の院内への出入りは出来ません。

【入館許可証について】



- ・入口に設置されております検温機にて左の検温済（シール）が発行されます。
- ・受付窓口が閉まった後（17:30以降）の受付は、事務当直が対応致しますので、受付窓口右側の「夜間・休日受付」のチャイムを押して下さい。

⑬ 非常時の対応について

- 火災・地震等の非常事態が発生した時は、病院職員の誘導に従ってください。（その際はエレベーターは使用できません）
尚、非常口は看護師などにあらかじめご確認下さい。

⑭ 駐車場の利用について

- 駐車スペースに限りがありますので、入院患者様の利用はご遠慮下さい。
- やむを得ず駐車する場合は、受付窓口にて申請書【氏名・メーカー・車種名・ナンバー・入院病棟・利用する期間】をご記入し届け出をして下さい。ただし、当病院駐車場内における事故、損傷、盗難等のトラブルにつきましては、一切の責任は負いません。
- 届け出のない車両につきましては一定の期間駐車している場合には警告いたします。

⑮ その他

- 職員への心付け（菓子等）は、ご遠慮下さい。
- 院内の器物を破損された場合は、実費で弁償していただきます。
- 院内における携帯電話や電子機器の使用は精密医療機器に影響を及ぼすことがあり、治療に支障を来す場合がありますので、患者様はもちろん面会者の方も、当院指定の場所でのご使用をお願い致します。尚、職員が使用しているPHSは、医療用として対策をほどこしてありますのでご安心下さい。

■ 医療費の自己負担限度額の手続きについて ■

「限度額適用認定証」を保険者に申請し交付を受け、病院窓口にて提示すると医療費の窓口負担が月単位で一定の限度額までとなります。

1.対象となる方

入院治療を受けられる方で

- 70歳未満の方
- 70歳以上で上位所得の方、低所得の方（住民税非課税世帯などの方）

2.申請先

- ・国民健康保険 ⇒ 市区町村役場
- ・後期高齢者医療保険 ⇒ 市区町村役場
- ・社会保険
 - 協会けんぽ ⇒ 全国健康保険協会の都道府県支部
 - 健康保険組合 ⇒ 組合または職場の保険担当者
 - 各種共済組合 ⇒ 組合または職場の保険担当者

3.手続きに持参するもの

保険証、印鑑、身分証明書（本人以外が申請に行く場合）

【限度額適用の例】

70歳未満の方が入院し、医療費（保険適用分）が1か月で約100万円かった場合
（例：手術で入院し、医療費が約100万円かった場合）

医療費の3割(約30万円)		医療費の7割(約70万円)	
	高額医療費 (約21万円)	保険者負担分	

限度額(約9万円)を
患者さまが負担します

こちらも保険者が
負担します

通常は・・・

患者さまが医療費の3割にあたる約30万円を窓口負担し、後で保険者より高額療養費に当たる約21万円の払い戻しを受けます。



限度額認定証を提示することにより・・・

上記例の場合、限度額に当たる約9万円の窓口負担で済みます。残りの約21万円は保険者が負担しますので、窓口で多額の現金を支払うことや保険者に高額療養費の払い戻しの申請をする必要がなくなります。

※1 窓口負担額は患者様の所得に応じて異なります。

※2 食事代や差額ベッド代などの費用は高額療養費制度の支給対象になりません。

※3 限度額認定証は申請した月初めに遡って発行することができますので、入院後は早めに申請を行って下さい。認定証がお手元に届きましたら、受付窓口にご提示下さいませお願い致します。

■ 個人情報取り扱いについて ■

当財団では個人情報の取り扱い規程を制定し、また監査体制を強化致します。

また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規程致します。

つきましては医療を安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(厚生労働省発行)に従い、当院ご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了解下さいますようお願い申し上げます。

<個々の利用者への医療提供に必要な利用を目的とするもの>

榛名荘病院内部での利用

- ・お一人お一人の患者、利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。
⇒医療提供のために処方箋や指示書・伝票などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや廃棄に関する規程を作成した上で十分留意します。
- ・医療保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- ・医療・介護・福祉・保健分野で当院内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

他事業者や本人以外への情報提供

- ・治療やお世話を行う上で、他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者さまの情報を交換いたします。
- ・他の医療機関等から当該患者さまへの医療の提供のために照会があった場合には回答いたします。
- ・より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報収集あるいは提供に利用いたします。
- ・検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- ・ご家族の病状説明に利用いたします。
- ・医療保険事務のうち、一部保険業務の委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。
- ・事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、事業者へその結果を通知いたします。
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

<上記以外の利用目的とするもの>

榛名荘病院内部での利用に係る事例

- ・医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料として利用させていただきます。
- ・内部で行われる学生実習への協力や症例検討の際に利用させていただきます。

他の事業者への情報提供を伴う事例

- ・当院の管理運営業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表など研究に関して

- ・医学・医療の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際は、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則として本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- ・個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合・生命・身体・財産保護・公衆生活の向上、児童の健康育成・国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく対応窓口(総務部)へお申し付けください。なお、ご本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。診療記録の開示に関しては別途開示規定に従わせていただきます。また、以上の点に同意されなくとも、何ら不利益は生じません。さらに、同意及び留保はお申し出により、いつでも変更することができます。

■ 保険外併用療養費について ■

① 180 日超入院に係る保険外併用療養費について

入院期間（今回の入院以前 3 ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関入院していた期間を含む）が 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の 15% を 180 日超に係る保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として下記の料金を自己負担していただきます。

この場合、入院基本料の 85% については保険対象となりますが、この部分についても保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

病棟名	入院基本料	保険外併用療養費（選定療養） <180 日を超えて入院する場合>
		入院基本料の 15%
中央病棟 1 階, 2 階	急性期一般入院料 (基準 4)	2, 2 8 8 円 (税込) / 日

●180 日超入院の対象外になる場合

- ① 病院（診療所）を退院された後、3 ヶ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合。
- ② 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていた場合。
- ③ 前回の退院から 3 ヶ月以内の入院であっても前回と今回の入院がまったく別の病気である場合。
- ④ 難病や重症等の厚生労働大臣が定められた疾患や状態で入院されていた場合。

●入院期間の確認と退院証明書の提出について

当院に入院されるまでの 3 ヶ月間に、どれくらいの期間他の病院（診療所）等に入院していたかおわかりでない方は、以前に入院されていた医療機関にお問い合わせの上、主たる病名と入院期間をご確認していただき受付窓口までご連絡ください。また、以前に入院していた医療機関から「退院証明書」が発行されている場合には、必ず受付窓口にご提出くださいますようお願いいたします。

●正確な入院歴の申告をされなかった場合について

現在の保険医療制度では、患者様はご自身の過去 3 ヶ月間の入院歴を医療機関に申告することが義務づけられており、もし、正確な入院歴を申告されなかったことにより、医療機関に損失（180 日超入院患者に係る特別料金分）が発生した場合には、さかのぼって患者様から徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

ご不明な点については、病棟クラークまたは受付窓口までお問い合わせ下さい。

② 制限回数を超えるリハビリの保険外併用療養費について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数（保険適用の期間）を超えた場合は、月 13 単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として自己負担していただきます。

料金は下記の通りです。

疾患別リハビリテーション料	保険適用の期間	保険外併用療養費（選定療養） ＜保険適用の期間を超えて行う場合＞
●脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） イ ロ以外の場合	180 日	2,695 円（税込） （1 単位 20 分につき）
●脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） ロ 廃用症候群の場合	180 日	
●運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	150 日	
●呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	90 日	

尚、回復期リハビリテーション病棟に入院中の場合や疾患により 13 単位を超えて行える場合があります。

③ 特別の療養環境に係る保険外併用療養費について

特別室に入室される場合は、保険外併用療養費『選定療養（保険外）』となり、1日につき下記の料金がかかります。入室をご希望の方は、受付または主治医にお申し出下さい。

病棟名		定員	料金(1日) (税込)	病室名				トイレ	洗面所
中央病棟 1階	(一般病棟)	1名	6,600 円	106	110			室内	○
			4,400 円	107	108			共同	○
				113	115	117	118		○
				120	121	122	123		○
中央病棟 2階	(一般病棟)	1名	6,600 円	206	210			室内	○
			4,400 円	207	208			共同	○
				213	215	217	218		○
				220	221	222	223		○
南病棟 2階	(回復期 リハビリ病棟)	1名	6,600 円	201	213	215		室内	○

■ 保険外料金表 ■

当院では健康保険の療養に該当しない保険外の料金について、ご希望される場合は、その使用量や利用回数に応じた実費負担がかかります。(入院費と合わせて請求させていただきます) 実費負担は下記の通りです。

①洗濯

ご家族がお持ち帰りになって洗濯をされるか、有料で洗濯の委託をされるか、いずれかになります。

委託の場合は、1 ネット 902 円(税込) になります。

※入院中は、病室内に汚れ物の保管はできません。汚れ物は、随時ご家庭にお持ち帰り願います。
また当院では衛生面等に支障がある場合には、当方の判断で洗濯処理をすることもあります、その場合には上記の料金がかかります。
尚、コインランドリーもございますので、ご利用の方は病棟の看護師までお申し出下さい。

②紙おむつ代

紙おむつは当院では、患者様の状態に合わせた紙おむつを適切な頻度で使用させて頂いております。

希望される方には使用量に応じて請求させていただきます。

(紙おむつは、1 枚当たり以下の料金がかかります。)

・テープ止めタイプ(S・伸縮S・伸縮M・細めM・M・L)	176 円(税込)
・パンツタイプ(S・M・L・LL・XL)	176 円(税込)
・尿取パッド(フラットタイプ)	66 円(税込)
・尿取パッド(スーパー 病院用・施設用)	88 円(税込)
・尿取パッド(スーパーワイドパッド 病院用・施設用)	99 円(税込)
・尿取パッド(ビッグパッド)	110 円(税込)
・尿取パッド(スーパービッグパッド)	132 円(税込)
・尿取パッド(高吸収透湿パッド)	154 円(税込)

※紙おむつを使用される方は、確定申告の際に控除の対象となります。その際には主治医によるおむつ使用証明書が必要になります。 ご不明な点については、病棟クラークまたは受付窓口までお問い合わせ下さい。

③病衣の貸し出し

1 日につき 187 円(税込)で貸し出しをしております。

※希望されない方は、各自パジャマ等のご用意をお願い致します。尚、洗濯につきましては原則的にご家族様にお願い致します。

④タオルの貸し出し (バスタオル、フェイスタオル、おしぼり)

1 日につき 187 円(税込)になります。

※バスタオル・フェイスタオル・おしぼりは清潔に配慮したものを用意しております。
※希望されない方は、上記のバスタオル・フェイスタオル・おしぼりが必要になりますので、各自でご用意・管理をお願い致します。

⑤診断書・証明書等

【 病院所定用紙 】	金額 (税込)	【 学校関係 】	金額 (税込)
診断書	2,200 円	通学許可証明書 (感染症後)	330 円
【 生命保険・簡易保険 等 】	金額 (税込)	診断報告書	330 円
入院・通院・手術証明書	5,500 円	「医療費等の状況」 (日本スポーツ振興センター)	無料
【 公費受給関係 】	金額 (税込)	【 その他 】	金額 (税込)
特定疾患用診断書 (新規)	5,500 円	交通災害共済用診断書	2,200 円
特定疾患用診断書 (継続)	2,200 円	成年後見用診断書	11,000 円
身体障害者手帳交付申請用診断書	11,000 円	裁判所提出用診断書	11,000 円
【 年金関係 】	金額 (税込)	高齢者施設入所用診断書 ※検査料金別途	5,500 円
福祉年金裁定用診断書	11,000 円	おむつ使用証明書	2,200 円
厚生年金・国民年金診断書	11,000 円	生活保護につき発行した証明書・意見書	無料
【 市町村提出用 】	金額 (税込)	傷病手当金意見書 ※保険診療の「傷病手当金意見書」として算定	健康保険の 自己負担分
死亡診断書	5,500 円	はり、きゅう、マッサージの施術に関する 同意書又は診断書 ※保険診療の「療養費同意書交付料」として算定	健康保険の 自己負担分
死体検案書	11,000 円	その他簡単な証明書・診断書	2,200 円
【 自賠償関係 】	金額 (税込)	その他複雑な証明書・診断書	5,500 円
警察提出用診断書	5,500 円	その他複雑な証明書・診断書 (計測をとまなうもの)	11,000 円
自賠償診断書	5,500 円	領収証再発行代 (1 枚につき)	110 円
自賠償診療報酬明細書	5,500 円	用紙コピー代 (1 枚につき)	20 円
後遺障害診断書	11,000 円	診察券再発行 (1 枚につき)	110 円

⑥薬剤の容器代

・軟膏 (35 g)	40 円(税込)
・軟膏 (50 g)	56 円(税込)
・軟膏 (100 g)	112 円(税込)
・軟膏 (200 g)	224 円(税込)
・水薬	112 円(税込)

尚、容器は原則として貸与のため、返却時には返金します。

⑦予防接種

・インフルエンザ	実施時期になり次第、院内に掲示します
・肺炎球菌	9,000 円(税込)

⑧診療情報開示にかかわる料金 (別途 申請手続きが必要です)

・医師説明、面談料 (1 回につき)	5,500 円～55,000 円(税込)
・開示手数料 (1 回につき)	1,100 円(税込)
・閲覧 (X線写真等を含む) (100 枚ごと)	110 円(税込)
・診療録等コピー代 (1 枚につき)	33 円(税込)
・要約書 (1 枚につき)	5,500 円(税込)
・レントゲンコピー (フィルム 1 枚につき)	1,100 円(税込)
・レントゲンコピー (CD 1 枚につき)	5,500 円(税込)

⑨その他

・家族付添用寝具代 (1 日につき)	330 円(税込)
・浴衣	3,300 円(税込)
・エンゼルケアセット (一式)	22,000 円(税込)
・冷蔵庫使用料 (1 日につき)	110 円(税込)
・テレビカード代 (1 枚 約 800 分)	1,000 円(税込)

※カードに使用残がある場合でも、払い戻しは出来ません。

■ 個人用冷蔵庫貸出しについて ■

病室での冷蔵庫の使用は、

貸し出しによる有償となっております。

申し込み手続きについて

- ① 入院ご案内に添付されている「個人用冷蔵庫貸出し用紙」に必要事項を記入して売店に出し、**預り金 3,300円**をお預け下さい。
預り金は返却時に預り証と引き換えにご返金致します。
- ② 担当者が連絡を受け、病室に冷蔵庫を設置に伺います。
- ③ 冷蔵庫使用料は**1日につき 110円**になります。
(申込日と返却日の分も、1日分とさせていただきます。)
お支払いは1ヶ月ごとに請求書をお出し致しますので、売店にてお支払い下さい。
- ④ 外泊の場合は、返却手続きをしない限り使用料を頂きます。
- ⑤ 返却時には冷蔵庫内に設置してあった物以外は必ず冷蔵庫内に何も無いことを確認して下さい。

返却手続きについて

退院日前日までの営業時間内 月～金 (9:30～15:00)
土曜日 (9:30～13:00)
に売店で使用料を支払い預り証と引き換えに預り金をお受け取り下さい。

冷蔵庫は丁寧にお使い下さい。

株式会社 榛名厚生会